

運行管理業務の一元化実施要領

I 用語

本実施要領で使用する用語は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

1. 「運行管理業務の一元化」とは、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、本実施要領で定める要件を満たし、同一事業者内において、運行管理業務を集約する営業所（以下、集約営業所という。）の運行管理者が運行管理業務の集約を委託する営業所（以下、被集約営業所という。）の業務のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条に規定する運行管理者の業務を行うことをいう。

II 運行管理業務の一元化の実施方法

運行管理業務の一元化の実施にあたっては、次によること。

1. 運行管理業務の一元化は、運行管理業務の一元化を行おうとする事業者が、集約営業所及び被集約営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に本章 V に従い事前の届出を行うことにより実施することができる。
2. 運行管理業務の一元化は、事業の種別ごとに実施し、事業の種別を跨いだ運行管理業務の一元化は行わないこと。
3. 集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業所が管理する事業用自動車の総数に加え、対象となる被集約営業所が管理する事業用自動車の総数を足し合わせた数に必要な人数とする。
4. 被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、被集約営業所が管理する事業用自動車の台数に応じた人数とする。
5. 本実施要領に基づいて集約営業所が行った運行管理業務については、旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条の規定に適合するものとする。

Ⅲ 機器・システム要件

運行管理業務の一元化に用いられる機器・システムが満たすべき要件及びその運用については、次のとおりとする。

1. 一元化する運行管理業務毎に必要な情報を電磁的方法で保存し、必要に応じて運行管理者が確認できるよう、集約営業所、被集約営業所で保存した情報の共有方法を明確にすること。
(運行管理業務の一元化に必要な情報：全ての業務を集約する場合)
①乗務員台帳 ②乗務割 ③運転基準図・運行指示書 ④点呼結果 ⑤事故の記録 ⑥乗務記録 ⑦デジタル式運行記録計等による位置情報の記録 ⑧指導監督の記録 ⑨労務管理 ⑩運転者の健康に関する記録 ⑪適性診断の結果
電磁的方法とは、パソコン等にて作成されたデータのみならず、紙のデータをPDFでスキャンすることや、写真にするなどして保存することをいう。
2. 車両の運行に係る運行管理業務を一元化する場合にあっては、被集約営業所の全ての車両に対して、随時車両の位置情報の把握ができる装置を備え、必要に応じて営業所間で共有できること。
3. 点呼業務を集約する場合にあっては、遠隔点呼を行うこととし、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示に基づき点呼を実施すること。
4. 運行中の運転者と随時連絡が取れる機器を備えること。
5. 運転者に係る個人情報の保存、共有については、他人に推測されにくいパスワードを設定するなど、事業者ごとに定めた者以外が閲覧できないようにすること。
6. 運行管理業務の一元化において使用する機器が故障した場合は、その内容や発生時間などを電磁的に記録すること。

Ⅳ 運用上の遵守事項

事業者が運行管理業務の一元化を行うにあたり、その運用上遵守すべき事項は、次のとおりとする。

1. 運行管理業務の一元化を実施する範囲は、被集約営業所が管轄する地域的特性の把握や運転者とのコミュニケーションが十分に行われる事を考慮し、設定すること。
2. 集約営業所での運行管理業務が困難になった場合は、被集約営業所の運行管理者が被集約営業所において運行管理業務を実施できる体制を整えること。
3. 集約営業所の運行管理者は、地理情報や道路交通情報等、一元化を行う運行区域についての必要な情報に基づき業務を遂行すること。

4. 集約営業所の運行管理者は、被集約営業所に所属する運転者と事前に面談を行い、十分にコミュニケーションを取ること。
5. 被集約営業所の運行管理者は、集約営業所において適切に運行管理が実施されていることを定期的に確認し、必要に応じて集約営業所の運行管理者に対し助言等を行うこと。
6. 施設や備品、アルコール検知器の常時有効保持については、管理主体（集約営業所の運行管理者もしくは被集約営業所の運行管理者のどちらか）を事前に決定しておくこと。
7. 事故発生などの緊急事態が発生した場合は、集約営業所の運行管理者と被集約営業所の運行管理者の間で状況を共有するとともに、必要に応じて被集約営業所の運行管理者が現地の対応を行うなどの体制を整えること。
8. 乗務員台帳に記載されている事項や健康に関する記録など、運転者に係る個人情報扱う場合には、事業者が対象者から同意を得ること。
9. 運行管理業務の一元化を実施している事業者は、運輸支局長等に届出した内容と実態に差異がないか、また、要件に適合しているかなど定期的に確認し、差異があった場合や要件に適合していなかった場合は、変更の届出や改善を行うこと。
10. 運行管理業務の一元化の実施に関し必要な事項、集約営業所、被集約営業所及び集約業務等を運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。
11. 国土交通省から運行管理業務の一元化について実施状況の調査等の依頼があった場合は対応すること。

V 運輸支局長等への届出

1. 運行管理業務の一元化を行おうとする事業者は、運行管理業務の一元化実施予定日の原則 10 日前までに、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等に様式 1 の届出書を提出すること。
2. 提出した様式 1 の記載内容を変更しようとする事業者は、変更在先立ち、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等に様式 2 の届出書を提出すること。
3. 運行管理業務の一元化を終了しようとする事業者は、遅滞なく、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長等に様式 3 の届出書を提出すること。

附則

1. この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。